

笠松町納税等通知書用封筒広告掲載募集要項

笠松町納税等通知書用封筒に広告を掲載していただける広告主を募集します。

1. 掲載する封筒と発送時期

- (1) 令和7年度固定資産税納税通知書用封筒（令和7年4月上旬発送予定）
- (2) 令和7年度町民税・県民税・森林環境税納税通知書用封筒（令和7年6月上旬発送予定）
- (3) 令和7年度国民健康保険税納税通知書用封筒（令和7年7月中旬発送予定）
- (4) 福祉医療費の更新案内通知書用封筒（令和7年9月上旬発送予定）

2. 封筒の規格と広告枠等について

- (1) 封筒の規格は2種類です。
 - 縦11.0cm × 横22.0cm
 - 縦12.0cm × 横23.5cm
- (2) 広告枠の位置
封筒裏面
- (3) 広告枠の大きさ
縦5.0cm×横15.0cm
- (4) 広告の色
単色（青色）
- (5) 広告枠の数
1枠のみ
発送物により広告の内容を変更することはできません。
- (6) 発送予定数
約15,000通
- (7) 広告掲載料
37,500円
- (8) 枠外下部への表示
広告掲載枠外下部へ次の文言を表示します。

広告 笠松町では財源確保の一環として広告を掲載し、その収入は封筒製作費の一部に充てられます。

3. 広告掲載の申込み

- (1) 申込期間
令和6年8月1日（木）から8月30日（金）17時まで（必着）
- (2) 提出書類等

- ①笠松町納税等通知書用封筒広告掲載申込書（様式第1号）
- ②広告の原稿（データ）
- ③広告申込者の事業の概要がわかる書類
- ④法人については履歴事項全部証明書、個人については身分証明書
- ⑤資格又は免許を必要とする業種については、それを証する書類の写し
- ⑥納税証明書（直近年度の法人又は個人住民税、提出期限前3か月以内のもの）

（3）申込方法

申込先へ持参又は郵送でお申し込みください。

広告のデータはメールでの提出も可能です。

（4）掲載しない広告

- ①法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ②公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③政治又は宗教に関するもの
- ④社会問題などに関する主義主張
- ⑤公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ⑥その他町長が広告掲載として適当でないと認めるもの

（5）広告申込者の範囲

次のいずれかに該当する広告申込者の広告は掲載しません。

- ①犯罪行為により起訴又は逮捕された者
- ②笠松町暴力団排除条例（平成24年笠松町条例第5号）第2条に定める暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者又はそれに関与している者
- ③その他町長が広告を掲載する事業者等として適当でないと認める者

4. 広告掲載の決定等

笠松町納税等通知書用封筒広告掲載（承諾・却下）通知書（様式第2号）により文書で通知します。

5. 広告掲載料の納付

笠松町納税等通知書用封筒広告掲載（承諾・却下）通知書（様式第2号）に同封する納付書により、町が指定する期日までに納付してください。

6. 広告掲載料の還付

町の都合により広告の掲載ができなくなったときは、すでに納付された広告掲載料を還付します。

7. 広告掲載申込者の責務

- ①広告の内容に関する責任は、広告掲載申込者が負うものとする。

②広告掲載申込者は、広告掲載の権利を他に譲渡することができない。

③広告掲載申込者は、その責めに帰すべき事由で町又は第三者に損害が生じたときは、これを賠償しなければならない。

8. 申込先・問合せ先

〒501-6181

岐阜県羽島郡笠松町司町1番地

笠松町役場 総務部税務課

電話 058-388-1112

メールアドレス zeimu@town.kasamatsu.lg.jp